〃	二十億円	百一円三十八銭	〃	〃	〃	〃
〃	十七億円	百一円四十銭	〃	〃	〃	〃
〃	十億円	百二円十五銭	第二十二回	〃	〃	〃
〃	二十億円	百二円二十四銭	〃	〃	〃	〃
〃	十七億円	百二円二十九銭	〃	〃	〃	〃
〃	十五億円	百一円七十九銭	第二十三回	〃	〃	〃
〃	八億円	百一円八十銭	〃	〃	〃	〃
〃	十一億円	百一円八十九銭	〃	〃	〃	〃
〃	十一億円	百一円九十四銭	〃	〃	〃	〃
〃	五億円	百二円二十銭	第二十四回	〃	〃	〃
〃	五億円	百二円二十五銭	〃	〃	〃	〃
〃	一億円	百一円十五銭	第二十五回	〃	〃	〃
〃	五億円	百一円二十五銭	〃	〃	〃	〃
〃	五億円	百二円二十四銭	第二十七回	〃	〃	〃
〃	百五億円	百円二十五銭	〃	〃	〃	〃
〃	二十五億円	百円二十九銭	〃	〃	〃	〃
〃	四億円	百円三十二銭	〃	〃	〃	〃
〃	三億円	百円三十八銭	〃	〃	〃	〃
〃	五億円	百円三十九銭	〃	〃	〃	〃
〃	五億円	九十九円十五銭	第二十八回	〃	〃	〃
〃	三億円	九十九円二十一銭	〃	〃	〃	〃
〃	八億円	九十八円九十銭	第二十九回	〃	〃	〃
〃	十二億円	九十八円八十銭	第三十回	〃	〃	〃
〃	三十三億円	九十八円五十銭	第三十一回	〃	〃	〃
〃	十億円	九十八円六十銭	〃	〃	〃	〃
〃	十億円	九十八円六十五銭	〃	〃	〃	〃
〃	十億円	九十八円四十五銭	第三十三回	〃	〃	〃
〃	十億円	九十八円四十八銭	〃	〃	〃	〃
〃	十億円	九十八円五十八銭	〃	〃	〃	〃

〃	第三十四回	五億円	九十八円十銭	〃	〃	〃
〃	第三十五回	五億円	九十八円六十二銭	〃	〃	〃
〃	第三十六回	五億円	九十八円三十銭	〃	〃	〃
〃	〃	二十九億円	九十八円三十五銭	〃	〃	〃
〃	〃	六億円	九十八円四十銭	〃	〃	〃
〃	〃	五億円	九十八円四十五銭	〃	〃	〃
〃	第三十七回	二億円	百円二十一銭	〃	〃	〃
〃	〃	百億円	百円二十三銭	〃	〃	〃
〃	〃	十三億円	百円二十五銭	〃	〃	〃
〃	第三十八回	五億円	百一円三十銭	〃	〃	〃
〃	〃	十億円	百一円三十三銭	〃	〃	〃
〃	第四十一回	二億円	百一円四十三銭	〃	〃	〃
〃	第四十二回	十億円	百二円四十八銭	〃	〃	〃
〃	〃	三億円	百二円四十九銭	〃	〃	〃
〃	〃	三十億円	百二円五十銭	〃	〃	〃
〃	〃	三億円	百二円五十四銭	〃	〃	〃
〃	〃	十億円	百二円五十五銭	〃	〃	〃
〃	〃	五億円	百二円六十四銭	〃	〃	〃
〃	第四十三回	四十五億円	百二円五十銭	〃	〃	〃
〃	〃	十億円	百二円五十五銭	〃	〃	〃
〃	〃	十億円	百二円五十五銭	〃	〃	〃
〃	第四十四回	十億円	百二円九十五銭	〃	〃	〃
〃	〃	十億円	百三円	〃	〃	〃
〃	第四十六回	五億円	百三円四十五銭	〃	〃	〃
〃	〃	二億円	百五円九十四銭	〃	〃	〃
〃	第四十八回	一千六百三十八億円		合計		

○財務省告示第三十一号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十三年十二月二十六日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十四年一月二十七日

財務大臣　安住　淳